

令和8年度公園・街路樹等管理委託プロポーザル
(再募集)

募 集 要 領

江戸川区

目 次

| | |
|------------------|----|
| I 企画参加事業者募集の主旨 | 2 |
| II 管理委託概要 | 2 |
| III 応募に関する事項 | 4 |
| IV 委託事業者選定スケジュール | 5 |
| V 質問等受付について | 6 |
| VI 企画提案書 | 7 |
| VII 提案内容の評価 | 9 |
| VIII 選考結果について | 10 |
| IX 企画提案書提出 | 10 |

I. 企画参加事業者募集の主旨

江戸川区は、昭和45年9月に「ゆたかな心 地にみどり」を合い言葉に掲げ、失われた緑を取り戻すとともに、水と緑豊かな良好な環境の創出を目指し、区民と行政が一体となった全区的な緑化運動を開始しました。

この緑化運動は令和2年で50周年をむかえ、令和4年に目標の「区民一人あたり10本の樹木」を達成しました。2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）や2030年の江戸川区（SDGsビジョン）に基づき、令和6年にはみどりの基本計画を改定し、「みどりの将来像」の実現に向け、生物多様性の視点も踏まえた目標を設定しております。さらに令和7年には「江戸川区公園遊具等設置基準」や改定版「江戸川区街路樹指針～新しい街路樹デザイン～」を公表し、公園における老朽化の進んだ遊具や街路樹の老木化や大径木化等といった将来に渡る課題に取り組んでいるところです。

つきましては、江戸川区が管理する「公園、児童遊園、親水公園、緑地、広場等」「街路樹、親水緑道等」における区民の安全・安心・快適と安らぎの環境を創造し維持していくための企画提案を募ります。提案者の中から実効性が高いと評価される事業者を、委託予定事業者として選定します。

II. 管理委託概要

1. 管理委託概要

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 公園管理業務 | (4) 緊急時の対応 |
| (2) 街路樹管理業務 | (5) その他、区が指示する業務 |
| (3) 親水緑道管理業務 | |

2. 本プロポーザル募集地区

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 新中川右岸・左岸 | (3) 葛西地区C |
| (2) 小岩菖蒲園 | (4) 武蔵野の路南 |

※箇所図については「【別紙1】令和8年度公園・街路樹等管理委託プロポーザル対象地区図」を参照してください。

3. 委託上限額

「【別紙2】令和8年度募集地区委託概要」を参照してください。ただし、令和8年度予算の成立を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には契約締結の中止や協議による変更を行う場合があります。また、契約金額は令和8年度単価改定後の金額を基本とします。

4. 委託期間

(1) 本契約 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 委託契約の継続期間について

区は、法令違反や重大な瑕疵がない場合、且つ、当該年度の成績を評価し、評定結果（管理委託成績評定要領による）が優秀・良好・普通の場合、次年度の当該契約について会計年度の予算成立を条件として継続可能となります。

なお、継続する場合の契約見積額については、受託初年度の予定価格（消費税相当額含まず）に対する落札比率を採用します。

本委託の継続期間は原則、下記の表の年数を限度とします。

| | |
|-----|----|
| 全地区 | 5年 |
|-----|----|

なお、地区割・管理規模の変動等が生じた場合は、成績が優秀・良好・普通であっても委託契約の継続ができない場合があります。

※委託予定事業者は業務開始前までに区及び現受託事業者と引継ぎを行い、受託地区の公園・街路樹等の管理が円滑に実施できるよう体制を整えてください。

III. 応募に関する事項

1. 応募者

(1) 応募資格

下記の項目すべてに該当すること。

(ただし、①はA、Bのいずれかに該当すること)

- ① A. 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに「造園」(工事) 及び「道路・公園管理」(物品) を申請業種・申請営業種目として登録(令和8年1月1日現在)しており、江戸川区指名参加登録業者等級格付「造園工事」を取得している区内事業者
- B. 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに「造園」(工事) 及び「道路・公園管理」(物品) を申請業種・申請営業種目として登録(令和8年1月1日現在)しており、江戸川区指名参加登録業者等級格付「土木工事」を取得している区内事業者
- ② 「募集地区委託概要」の主任技術者の資格要件を満たしていること
- ③ 街路樹がある地区については街路樹剪定士を1名以上配置すること
- ④ 募集期間のいずれの日にも江戸川区の指名停止となっていないこと

(2) 受託地区の制限

受託地区数は、令和8年度公園・街路樹等管理委託の契約予定地区を含め、3地区までとします。応募地区数に制限はありません。申込時に希望順位を記載してください。

(3) その他

応募内容に事実と著しく異なる記載等があった場合には、失格となることがあります。

2. 応募方法

参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、水とみどりの課調整係へ電子メールで提出をお願いします。

参加申込書を受け取った翌日(休日の場合は翌営業日)の午前中までに、各事業者の担当者宛に応募受付の確認を電子メールにて送付します。参加申込書に記載されたメールアドレスに、応募受付確認及び関連事項について送信しますのでご確認ください。送信がない場合には、電話にてお問い合わせください。

○参加申込書受付期間

令和8年2月6日(金)～令和8年2月12日(木)午後3時

○提出先

江戸川区 環境部 水とみどりの課 調整係

〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

T E L : 03-5662-0320 (ダイヤルイン)

メールアドレス : mizutomidori@city.edogawa.tokyo.jp

IV. 委託事業者選定スケジュール

| | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| (1) 募集期間 (区ホームページで公開) | 令和8年2月6日(金) ～令和8年2月12日(木) |
| (2) 参加申込書受付締切 | 令和8年2月12日(木)午後3時 |
| (3) 質問書受付期間 | 令和8年2月6日(金) ～令和8年2月10日(火)午後3時 |
| (4) 質問回答 (電子メールにて全社に回答) | 令和8年2月13日(金) |
| (5) 企画提案書受付期間 | 令和8年2月13日(金) ～令和8年2月24日(火)午前9時 |
| (6) 選考結果通知・委託 予定事業者公表 | 令和8年3月中旬予定 |

V. 質問等受付について

企画提案に関する質問は、上記の応募手続きを済ませ、企画に関する質問書（様式2）に必要事項を記入の上、水とみどりの課調整係宛に電子メールで送信してください。件名には、【公園街路樹等管理委託質問票】と記載願います。

なお、口頭、電話、FAXによる質問は一切受け付けません。

質問書受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月10日（火）午後3時

質問の回答は、全応募者に送信し、回答にあたっては、質問をした事業者名は公表いたしません。

また、意見の表明と解されるもの、内容の不明瞭なものについては、回答をしないことがあります。

VII. 企画提案書

1. 「令和8年度公園・街路樹等管理委託仕様書」に沿った提案をしてください。

2. 提案内容は下記の通りとし、具体的に示してください。

(1) 管理方針

当該地区の特色を生かした「公園と街路樹及び親水緑道の管理方針」を提案してください（様式3-① 1枚）。

(2) 業務体制

①安全管理、陳情対応、緊急時の態勢、ICTの活用体制等、会社としての取り組みを体制図などで具体的に提案してください。（様式3-② 1枚）。

②本業務に配置する社員の取得資格を取得資格一覧表（様式4）に記入して添付してください。

(3) 課題提起・解決策提案

①区では令和6年度に改定した「みどりの基本計画」に基づき、将来の江戸川区像を踏まえた持続可能な維持管理を目指しているところです。具体には各公園の持つ機能や特性に応じてメリハリある遊具の導入を図る「公園遊具等設置基準」、地域に根差した公園の利活用を促進する「みんなのこうえんガイドライン」をそれぞれ令和7年度に策定しています。これらを踏まえ、別紙3で指定する公園の中から1園以上を選び、その課題を抽出し、管理の提案をしてください（様式3-③ 1枚）。

②令和7年度策定の「江戸川区街路樹指針～新しい街路樹デザイン～」に基づき、街路樹管理における植込地除草・清掃、樹木の刈込・剪定等、樹種に応じて作業を適期に実施・完了するための工程管理および体制を提案してください（様式3-④ 1枚）。

※【小岩菖蒲園】は①のみ提案してください。

【新中川右岸・左岸】と【武蔵野の路南】は②のみ提案してください。

なお、【新中川右岸・左岸】は河川敷部分等も提案対象に含みます。

③公園・街路樹等の維持管理において下記のような業務の効率化やみどりの魅力向上につながる具体的な取り組みについて提案をしてください。（様式3-⑤ 1枚）

(取組み例)

- ・オンラインクラウドサービスの活用（令和8年度より導入予定）
- ・みんなのこうえんセンター・ボランティア等との連携
- ・生物多様性の確保に向けた取り組み 等

※様式3は各A3一枚に収まるようにお願いします。図や絵等の挿入は自由です。

(4) 経済性

①受託見積金額（消費税相当額含まず）を見積書（様式5）に記入して、
提示してください。

②内訳書（様式6）及び工種別内訳書（様式7）を提出してください。

※募集地区の予定価格は、【別紙2】を参照してください。

※各地区の設計数量は、参加申込を確認後、メールにて送付します。

(5) 実績

令和3年度から令和7年度に発注され契約履行が完了する植栽管理・造園委託業務等の受注実績（1500万円以上の業務で、官公庁発注と民間発注（下請けを含む）各10件まで）を実績調書（様式8）に記入して提出し、契約書の写し（受注者名・発注者名・契約金額の確認ができるページのみ）を添付して下さい。

実績については官・民案件の得点に江戸川区発注の公園・街路樹等管理委託での評定実績による加点を行います。応募した地区における過年度の評定のみ考慮いたします。（今回新たに編成された地区においては、旧地区のいずれかでの評定のみ考慮）

3. 提出された企画提案書は、江戸川区に帰属するものとします。

<参考>

企画提案書の作成にあたっては下記を参考ください。

○SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e083/kuseijoho/keikaku/kuseiunei/sdgs/index.html>

○えどがわ未来カンファレンス

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/tomoni/edocon/>

○2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）・2030年の江戸川区（SDGs ビジョン）

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/keikaku/kuseiunei/kyosei/index.html>

○江戸川区都市計画マスターplan（平成31年3月改定）

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e016/toshikeikaku/kekakunitsuite/kihonplan/toshikeikakumasutapurankaiteshimashita.html>

○江戸川区みどりの基本計画（令和6年4月改定）

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/toshikeikaku/kankyo/midori/keikaku.html>

○江戸川区街路樹指針「新しい街路樹デザイン」（令和7年4月改定）

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/toshikeikaku/kankyo/midori/gairoju/gaiyo/desinen.html>

○景観まちづくり（江戸川区景観計画）（令和5年4月改定）

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e016/toshikeikaku/keikan/keikan_keikaku/edogawaku.html

○江戸川区公園遊具等設置基準（令和7年6月策定）

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/toshikeikaku/kankyo/midori/torikumi/yugusecchiki_jun.html

○みんなのこうえんガイドライン（令和7年4月策定）

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/toshikeikaku/kankyo/midori/midori/minnanokouen.html>

VII. 提案内容の評価

- 提案内容の評価については、区に設置する選定委員会（公園・街路樹等管理委託プロポーザル選定委員会設置要領による）において審査を実施します。
- 審査の実施にあたっては、「応募条件」及び「公園・街路樹等管理委託仕様書」を満たす事業者を前提に、以下の評価項目に基づいて評定し、配点総計の最も高い事業者を委託予定事業者として選定します。ただし、予定事業者が評価点の下限を下回った場合は、委託予定事業者なしとします。
- 委託予定事業者決定後に辞退があった地区、または、委託予定事業者が受託制限を超えた地区については、選定委員会で協議の上、次点の事業者を委託予定事業者に選定する場合があります。

| 評価項目 | 評価細目 | 合計点 |
|---------------------------|--|-----|
| 管理方針 | ①剪定・更新・病害虫対策の計画 ②景観形成、安全確保への配慮 ③地域特性・将来更新計画の具体性 | 15 |
| 業務体制 | ①緊急対応体制（災害時・夜間・休日の対応等） ②区民対応・陳情対応の丁寧さ ③現場での異変報告や能動的対応 ④社内教育・安全管理の仕組み ⑤資格者の適正配置（主任技術者・樹木医等） ⑥情報共有・ICT活用体制（報告・データ管理等） | 30 |
| 課題解決・提案 | ①基礎的提案（公園の管理提案） ②基礎的提案（街路樹の管理提案） ③個別提案 (ICT、ボランティア連携、省力化・効率化など) | 30 |
| 実績 (1500万以上の 契約が対象) | 官公庁案件 民間案件 江戸川区公園・街路樹等管理委託の評定による 加点（当該地区における実績のみ考慮） | 15 |
| 経済性 | 入札価格評価 | 10 |

※総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しません。

※評価項目の内容が記載されていない場合は、当該項目を評価しません（0点とします）。

VIII. 選考結果について

選考結果の公表については、区公式ホームページに掲載し、また応募された事業者には、別途文書にて通知します。

※なお、個別事業者の審査内容・選考過程等の内容についての問い合わせには、回答できませんので、予めご了承ください。

IX. 企画提案書提出 (令和8年2月24日(火)午前9時まで)

1. 企画提案書

- (1) 提出は紙媒体と電子データ（PDF）の両方とします。
- (2) 紙媒体の提出部数は1部とします。
- (3) 紙媒体は事業者・組織名等を掲載して作成し、電子データは事業者・組織名等を掲載したものと掲載していないもの2種類を作成してください。
- (4) 簡潔にわかりやすくまとめ、よりよい公園・街路樹管理のために独創性のある提案をお願いします。
- (5) 文字の大きさは12ポイント以上でお願いします。
- (6) 必ずページ数を最下部中央に入れてください。（ページは様式3以降を通し番号としてください）
- (7) 紙媒体による提出書類は、提案書（様式3）の後ろに取得資格一覧表（様式4）、見積書（様式5）、内訳書（様式6）、工種別内訳書（様式7）、実績調書（様式8）の順に綴じ、表紙と目次をつけA4判縦にまとめてください。
提案書（様式3）をA3判横で印刷した場合はA4判の大きさとなるように折り畳んでください。
書類はフラットファイルに綴じ、様式毎にインデックスをつけるようにしてください。
表紙と目次について、決まった様式はありません。
- (8) 電子データによる提出書類は、様式毎にPDF化し、ZIP形式で1つのファイルにまとめてください。PDFは文字が読める向きで統一をお願いします。
提出は水とみどりの課調整係宛に電子メールでお願いします。5MBを超える場合には事前に事務局へご連絡ください。

※ホームページに掲載している募集要領等については、委託予定事業者が決まり次第削除いたします。